

西条市農業委員会 令和3年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和4年1月5日(水) 午後1時55分から午後2時25分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	20番 越智 栄二
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	21番 越智 信仁
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

19番 曾我 照一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠茂	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	19番	黒川 俊彰	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	20番	高橋 正	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	篠森 均	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

9番 岡本 省三 14番 武方 謙一

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 非農地通知について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画に対する意見の決定について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	青野栄一	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和3年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会 長 | それでは、ただ今から、令和3年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

青野武委員、越智栄二委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届出が農業委員の19番 曾我照一委員、推進委委員の9番 岡本省三委員、14番 武方謙一委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、148号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者に当たり、農業委員会法第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 148号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 148号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。

〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長 審議を再開いたします。
残りの21件について、事務局から説明いたします。

事務局 146号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

147号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

149号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

150号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

151号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

152号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

153号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

154号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

155号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

156号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

157号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

158号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

159号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

160号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

161号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

162号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

163号及び164号は、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏が互いの

農地を交換しようとする申請であります。

165号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、〇〇を受けようとする申請であります。

166号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

167号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、21件ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、21件であります。146号から順次ご意見を伺いたいと
思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 146号、147号 問題ありません。
149号 問題ありません。
150号 問題ありません。
151号 問題ありません。
152号 問題ありません。
153号、154号 問題ありません。
155号、156号 問題ありません。
157号 問題ありません。
158号 問題ありません。
159号、160号、161号、162号 問題ありません。
163号、164号 問題ありません。
165号、166号 問題ありません。
167号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、
以上21件を原案どおり許可することといたします。

非農地通知関係

議 長 次に、9ページ、議案第2号、非農地通知について、を議題といた
します。

議案内容を事務局から説明いたします。

10ページをお願いします。

8号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地7筆で、越智信仁委員、越智勝邦委員、大西宗次郎委員、佐々木則幸委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。また事務局長及び丹原総合支所職員の2名は、現地確認も行っております。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、原野化しております。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、1件を原案どおり承認することとし、通知書を発出いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、11ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 12ページをお願いします。

104号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、3棟の建売住宅及び19区画の宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

105号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、事務所を建設しようとする申請でございます。

106号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、工場を建設しようとする申請でございます。

107号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、認定こども園の運動場に転用しようとする申請でございます。

108号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、4区画の宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

109号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、5棟の建売住宅を建設しようとする申請でございます。

110号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、

太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

111号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農業用施設として露天車両置場に転用しようとする申請でございます。

112号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農家住宅及び農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

113号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

115号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

116号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

117号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上14件であります、104号から地元の委員さんにご意見等を伺いたいと思います。

地区委員 104号 問題ありません。
105号 問題ありません。
106号 問題ありません。
107号、108号 問題ありません。
109号 問題ありません。
110号 問題ありません。
111号 問題ありません。
112号 問題ありません。
113号 問題ありません。
114号 問題ありません。
115号 問題ありません。
116号 問題ありません。
117号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

事務局	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでありますので、14件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	<u>農地法第5条転用事業計画変更関係</u>
議 長	次に、16ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。
議 長	17ページをお願いします。 9号は、〇〇の〇〇が、令和3年4月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。当初の計画では建売住宅1棟の売却予定でしたが、隣接地を購入できることになったことから一体として開発するため、転用目的を「建売住宅1棟」から「建売住宅3棟及び宅地分譲19区画」に変更し、変更承認を受けようとするものでございます。 10号は、〇〇の〇〇が、令和3年4月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。当初の計画では宅地分譲3区画に転用する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で工事が遅れていたところ、隣接地に他業者の宅地分譲が完成したことから、同じ分譲地では売れ残る危険があることから造成計画の見直しを検討していたところに、商業施設用地として購入したいという希望者が現れたため、転用目的を「宅地分譲3区画」から「商業施設用地1区画」に変更し、変更承認を受けようとするものでございます。 以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	以上、2件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
地区委員	9号 問題ありません。 10号 問題ありません。
議 長	他にご意見ございませんか。
委員一同	異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、19ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 20ページをお願いします。位置見取図は、21ページとなります。13号は、〇〇の〇〇が、農作物保管施設の作業員の駐車場が不足していることから、不足分の駐車場を確保するため、申請地を農用地区域から農業用施設用地へ計画変更しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上、1件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 13号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答します。

相続税の納税猶予適格者証明願

議長 次に、68ページ、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の交付について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 2号は、〇〇の 〇〇氏 が、農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地14筆につきまして、農業経営を開始し、農地

も適正に耕作されております。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上1件であります、地区委員さんにご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 ○○氏は、適正に農業経営をされており、問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、24ページ、議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 26ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書27ページから54ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、171件、面積は、51万1,788.75㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、1万2,994㎡となっております。

27ページは、農地中間管理機構の集積計画一括方式による使用貸借権設定となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、55ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年11月5日から、令和3年12月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を52件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地バンク農地登録3件、農地バンク利用登録9件 受理いたしました。
ご了承をお願いします。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	非農地通知について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年1月5日 午後2時25分